

第 2 節 東坂元北岡遺跡における石器生産

1 金山型剥片剥離技術による打製石庖丁の生産

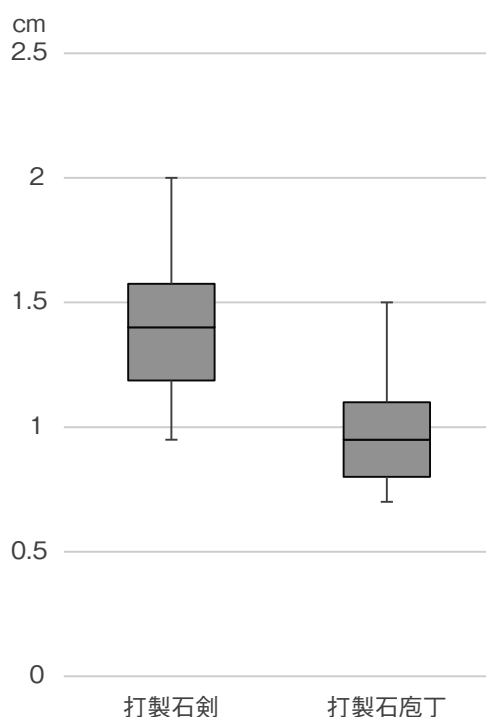
東坂元北岡遺跡では、工程 3-1 に伴う打面調整剥片が多量に出土していることから、第 1 節で復元した金山型剥片剥離技術の一連の工程のうち、工程 3-1 以降を行っていることが確実である。工程 2-1 で生じる直方体の角と稜線を打ち欠いた可能性のある剥片もわずかながら存在することから、東坂元北岡遺跡で担っていたのは工程 2-1 にまでさかのぼるかもしれない。また、工程 3-2 で作出された金山型剥片から打製石庖丁への加工途中で折損した資料が複数出土している。これらの資料は東坂元北岡遺跡で打製石庖丁を完成させる作業を行っていたことを示している。東坂元北岡遺跡では、板状石核、または板状石核の作業面を作出した状態のものが持ち込まれ、打製石庖丁を仕上げるまでの工程がなされているようだ。

2 その他の石器生産

(1) 打製石剣の生産

岡山県南部では、打製石庖丁を転用した打製石剣が少なくない。打製石庖丁の素材となる金山型剥片が打製石剣に加工された可能性も指摘されている。このため、打製石剣の製作については「打製石庖丁の存在を前提として、そこから派生する技術体系」と考えられている（高田 2001）。

東坂元北岡遺跡では製作途中品も複数出土していることから（154・156、268・269・298・299）、打製石剣の製作もほぼ確実である。いずれも、背面、腹面に周縁調整以前の剥離面が多数認められ、形状を整える段階で厚みを減ずる行為も行われている。それにもかかわらず、打製石剣は金山型剥片を素材とする打製石庖丁よりも厚い傾向にある（第 43 図）。東坂元北岡遺跡に限れば、打製石庖丁、打製石剣それぞれの素材となる剥片の厚さには差が認められるのである。打製石剣製作にあたり、石庖丁を目的とする剥片よりも厚い金山型剥片を素材とするのか、金山型剥片とは異なる剥片を素材とするのかは今後の検討課題だが、岡山県南部の打製石剣と素材のあり方が異なる点には言及できそうだ。



第 43 図 打製石剣と打製石庖丁の厚さ

(2) スクレイパーの生産

平面形が台形で、広幅の剥片末端を刃部とし、対向する狭幅の辺を背部とするスクレイパーが複数出土している(174・175・179・180・329)。このスクレイパーの両側縁は折り取られているケースが目立つ。石理方向が背面、腹面どちらかに沿わず、刃部に対して直交することから、これらのスクレイパーの素材は金山型剥片ではないようだ。工程の復元にまでいたらなかったが、こういったスクレイパーを念頭に置いた素材剥片獲得技術を東坂元北岡遺跡が有していた蓋然性は高い。

(3) 石鏃・石錐の生産

点数は多くないが、石鏃や石錐の製作途中品も出土している。これら小型品の素材は両極打法によって得られる剥片とみられ(上峰 2012)、東坂元北岡遺跡では両極打法での剥片作出と、石鏃・石錐の生産が確実である。第1節で触れたように、金山型剥片剥ぎ取り後の残核は両極打法の石核にもなったとみられるうえ、それ以外の両極打法の石核も存在する。これらの石核から得られる剥片を元に石鏃や石錐が製作されていたのだろう。

第3節 原産地金山と周辺地域におけるサヌカイト製石器の状況

1 サヌカイトの移動と加工

第2節では、東坂元北岡遺跡において、工程1で得られた板状石核、または板状石核に多少の加工を施したもの(工程2-1を終えたもの)を持ち込んで打製石庖丁を生産し、加えて打製石剣やスクレイパー、石鏃、石錐も製作していたことを明らかにした。東坂元北岡遺跡に搬入された板状石核は、原産地の金山付近で加工された蓋然性が高い。一方、東坂元北岡遺跡で生産された打製石庖丁や打製石剣などの完成品は別の集落に運ばれたと考えるのが自然だ。打製石庖丁や打製石剣を受け入れる集落では、完成品を再加工することはあっても、素材から完成品にまで仕上げるケースは少ないと考えられる。すなわち、原石から完成品にいたるまでには、サヌカイトが移動しながら複数の集落で加工され、さらには完成品の再加工も別の集落によってなされることになる。この場合、持ち込んだサヌカイトの状態と加工の目的によっては、集落ごとに剥離技術が異なる可能性もある。本節では、原産地である金山の遺跡と、原産地から離れた複数の遺跡から出土したサヌカイト製石器を検討することで、それぞれの遺跡における剥離技術の相対的なあり方を確認しておきたい。

本節での検討対象資料として、東坂元北岡遺跡に加えて、長者原遺跡、川津一ノ又遺跡、矢ノ塚遺跡、城遺跡、池尻遺跡、矢部堀越遺跡出土のサヌカイト製石器を取り上げる。これらの遺跡からは剥片やチップを含む資料がかなりの点数で出土しており、恵まれた資料数を活かしての定量分析が可能と考えるためである。小剥片も検討対象とするが、こういった資料は報告書に掲載されていない場合が多いため、所蔵機関の協力を得て未報告資料の剥片の数量・重量を計測した(註1)。以下、検討対象遺跡の概要を記す。